

# 平成 31 年度「新しい東北」交流拡大モデル事業（普及・展開）

## 公募要項

平成 31 年 3 月 12 日  
復 興 庁

### 1. 事業の趣旨

復興・創生期間に入り、復興の新たなステージを迎えつつある東北では、インフラや住宅等の復旧は一定程度進みつつあり、今後は産業・生業の再生を重点的に進めていくことが必要である。観光業は地域産業全体に影響を与える裾野の広い産業であり、観光復興が東北の産業・生業再生の柱となることが期待されている。しかしながら、東北地方の観光産業は全国的なインバウンド急増の流れからいまだ遅れをとっており、観光復興は道半ばとなっている。東北の観光復興のためには、正確な情報発信だけではなく、個々の外国人が実際に東北を訪れ、体験してもらい、東北の魅力ある情報を拡散させることで、東北 6 県への外国人（国内在住者を含む）旅行者を増やし、交流人口を拡大させる必要がある。

本事業は、過年度のモデル事業の成果や課題を踏まえ、モデルの普及・展開を図ることで、東北 6 県の事業者自らが、モデルやノウハウを発展・改良しながら、旅行商品等を更に磨き上げ、海外マーケットで販売することで市場の評価を通じた実証を行い、東北における持続的な外国人交流人口の拡大を図ることを目指すものである。

### 2. 応募資格

- (1) 東北の観光復興に取り組む任意団体（以下「チーム」という。）であれば応募することができる。ただし、以下の要件を満たす必要がある。
  - ① 東北 6 県の法人・団体が代表を務める、複数の法人・団体からなるチームでの応募であること。（法人単独での応募はできない。）
  - ② 復興庁と契約を行う団体は法人格を有する団体とすること（チームとしての法人格の有無、営利・非営利は問わない）。
    - ・ 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
    - ・ 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
    - ・ 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
    - ・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
  - ③ チームを構成する同一の法人・団体・個人が複数の提案チームに参加している場合においても審査の対象とする。ただし、取組の趣旨、対象とする当該事業者の商品、

モデル事業による対象経費等が明確に区分けされていることを条件とする。

- ④ チームの代表者についての競争参加資格の有無は問わないが、平成 31・32・33 年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされた競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有していない者で、企画提案書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者をチームの構成員に含むこと。

(2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

### 3. 募集する提案

本事業は、公募により広く企画の提出を求める「企画競争」として提案を募集するものである。所要の選定手続を経て、対象事業を選定した後、当該事業の提案チーム内の一団体と契約を締結し、国による調査として実施することとしている。

また、チーム外部の協力者への再委託又は共同実施の提案を行う場合、事業の総合的な判断並びに業務遂行管理部分をチーム外部に再委託等することはできない。

以下の事項に留意の上、提案を行うこと。

- ※ なお、選定結果の通知後も、会計法令に基づく契約手続が完了するまでの間は、何ら復興庁と契約関係が生ずるものではない。

#### (1) 募集する提案の内容

本事業では、過年度実施した「『新しい東北』交流拡大モデル事業」で創出した外国人旅行者向けの旅行商品や学生交流、企業向け研修プログラム、受入れ体制整備など、国内外の外国人が東北 6 県を訪れる事業モデルを普及・展開させるものである。

普及・展開に向け、東北 6 県の事業者自らが、モデルやノウハウを発展・改良しながら、旅行商品等を更に磨き上げ、海外マーケットで販売することで市場の評価を通じた実証を行う取組であって、以下の要件を満たす取組を募集する。

- ※ 取組は、必ずしも東北 6 県全域での交流人口拡大につながる必要はない。東北 6 県の一部に限定した取組も対象に含まれるが、可能な限り広範な地域で展開される取組が望ましい。
- ※ 本事業で造成するプログラムは、東北 6 県以外の地域を含めたプログラムも認められるが、各プログラムに東北 6 県のどこかが含まれる必要がある。

#### 【選定に係る要件】

- ① 既存の商品やサービスの普及ではなく、過年度のモデルの普及・展開を進め、外国人交流人口を拡大させる新たな付加価値やサービスを提案すること。
- ② 東北の事業者・組織等が主体的に活動することを通じて、事業モデル、ノウハウを継承し、本事業が終了した後も持続的に実施できる取組であること。
- ③ 東北内のインバウンド関係者を増加させ、広域的な連携を図る仕組みであること。

## 【過年度事業の具体例】

別紙参照

- ※ 別紙に挙げたのは過年度事業の取組の一例である。モデルを普及・展開させ、交流人口の拡大に資するものであれば、観光客の誘客に関する提案に限定されるものではない。

### (2) 事業の選定基準

事業の選定は、提案内容を踏まえ、次のような観点から選定する。

- ① 過年度モデル事業の成果や課題を踏まえ、提案内容にモデルの発展・改良に向けた新たな試みが含まれているか。(モデルの改良)
- ② 東北6県への外国人交流人口の拡大にどの程度貢献するか。(インパクト)
- ③ モデル、ノウハウを継承した東北の事業者、組織等が本事業終了後に実施するまでの道筋が描かれているか。(継続性)
- ④ 東北の多くの事業者を巻き込み、インバウンドの推進に関わる者を増加させる取組であるか。(展開性)
- ⑤ チームの体制、役割分担がモデルの普及・展開に適したものであり、提案内容の実現可能性が担保されていること。(実現可能性)

### (3) 本事業で支出する経費の範囲

本事業で支出する経費は、過年度モデル事業の普及・展開に当たり、各種プログラムの造成・販売段階におけるソフト面の取組に係る経費である。(地元事業者の掘り起こし、地域間連携、年間計画策定、セミナーの開催、専門家の招へい、旅費、取組内容のプロモーション費用、自走化に向けた取組等)。

- ※ なお、1つの提案について、最大2,200万円程度の予算額を想定とし、そのうち、プロモーションについては、提案段階で700万円を上限とする。なお、全体調整を行った上で最終的な金額決定を行う。(提案の選定は複数件を予定している)

## 【支出対象とならない経費の例】

例えば、以下に掲げる経費は支出対象とはならない。

- ・ 施設・車両・設備の購入や整備、用地の取得等に係る経費(いわゆるハード事業、ただし、消耗品の購入やリースは可)
- ・ 提案チームにおいて従前から実施している活動等の運営経費(人件費、賃料、光熱費、通信費、宿泊費等)
- ・ ウェブページ等の製作費、著作物の印刷に係る経費
- ・ イベント等の実施だけを目的とした経費
- ・ 策定だけで終わってしまう地域ビジョンの取りまとめに係る経費
- ・ 提案のあったプロジェクトの実施に直接必要とならない経費(提案団体において

- 従前から実施している活動の運営経費等)
- ・ 実施期間外の活動に係る経費
  - ・ 国等により別途、補助金、委託費等が支払われる経費（負担区分を明確にし、他事業との重複にならぬよう注意すること）
  - ・ 造成したプログラムの販売額を割り引くための経費の支出は認めない。 等

#### (4)実施期間

本事業の実施期間は、契約の締結日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

※ なお、契約締結日は平成 31 年度予算成立後とする。

#### (5)実施体制

提案に基づく取組は、原則として提案チームが自ら行うこととする。

（提案チームでは、契約の締結主体となる構成員と、その他の構成員の役割分担を明示することにより、その役割の範囲内で構成員がその事業を行うことができる。）

ただし、構成員以外の第三者への実施業務の一部再委託については、あらかじめ申請書を提出し、復興庁から承認を得た上で行うことができる（軽微な業務委託を除く）。

### 4. 本事業で実施する内容

事業期間内に以下の項目を実施する。ただし、①～③は、提案段階において相当程度完成していることを前提としており、⑥は事業年度終了後も対応するものとする。

#### ① 事業実施体制・役割分担の設定

事業実施に当たり、適切な実施体制を構築、役割分担をすること。また、モデルを普及・展開させるため、代表となる事業者におけるノウハウ蓄積や東北内の事業者の参画増加のための取組を行うことで、事業の発展や自走化が行われることを前提とした体制とすること。

#### ② 仮説の設定

過年度のモデル事業の成果や課題を参照し、東北における外国人交流人口拡大の妨げとなっている課題を認識し、その課題を解決した上で交流人口の拡大につながるモデルの改良等について、仮説を立てること。

#### ③ 定量的な成果目標の設定

旅行商品、プログラム等の造成・販売を通じて、交流人口の拡大にどの程度貢献できたのかを検証するため、定量的な成果目標（例：送客人数、宿泊日数等）を事業の着手前に設定すること。

※ 努力目標であり、未達成により契約金額の減少等が発生するものではないが、取組内容によっては、改善、再実施、契約解除等を求めることもある。

#### ④ プログラムの造成・販売、受入環境整備

②の仮説に基づき、外国人（国内在住者を含む）が東北 6 県に来訪することにつながるプログラムを造成・販売すること。プログラムの造成・販売は東北 6 県

全体で実施する必要はないが、より広い範囲でより多くの商品を造成・販売し、交流人口拡大のためにより大きな効果を得られるものであれば望ましい。

本事業で造成・販売するプログラムは、本事業終了後も提案者の自主的な取組により、継続的に販売され、東北への交流人口拡大に寄与するものであることが必要である。なお、本事業で造成したプログラムを販売するにあたっては、販売額を割り引くために国費を充当することは認められない。

⑤ プロモーションの実施

造成したプログラムの販売にあたっては、必要に応じて国内外でプロモーションを実施すること。なお、プロモーションに関しては、独自の取組に加え、東北観光推進機構等の実施する海外プロモーションと連動し、効果的・効率的に実施するものとする。

⑥ プログラムの内容の改善

④で造成したプログラム等の販売の成果を踏まえ、更に多くの外国人が東北に来訪することにつながるよう、プログラムの改善等を行い、その改善内容の検証を事業期間内に実施すること。

⑦ 情報発信への協力

本事業での取組の内容、状況、結果等について、復興庁が国内外に情報発信するために必要な資料の提供、ヒアリングやメディアからの取材対応等に協力すること。

⑧ 報告会での発表

事業終了前に復興庁が東京都内で開催する報告会（関係省庁、地方公共団体、メディア、外国人等の出席を想定）に参加し、本事業での取組内容、成果等について報告すること。報告会の詳細については後日復興庁が提示する内容に従うこと。

⑨ 報告書の作成

①～⑧の実施を踏まえ、取組内容の効果の検証等に関する報告書を事業終了前に作成すること。

※ なお、復興庁は、報告書及び報告会における発表の一部又は全部をホームページ等で公表することができるものとする。

⑩ 進捗状況の報告

本事業の実施にあたっては、進捗状況を定期的に報告すること等により、復興庁と緊密に連絡を取ること。（事業期間中、少なくとも月1回以上は進捗状況を報告すること。）

⑪ その他事業実施に必要な事項

事業終了後においても本事業を通じて造成された商品等の販売状況について調査を復興庁から依頼する場合に備えて、3年を目処として事業終了後の状況も含めた情報の整理及び担当部署が変更した際の引継ぎ等の連絡体制を確保すること。

## 5. 応募に際しての必要書類

様式1から様式6（A4判）に示すとおり。

提案の内容について具体的かつ明確に記載するとともに、内容について詳細な説明資料がある場合には添付しても構わない。

なお、様式については、復興庁ホームページ（以下のリンク先）から提案書様式ファイルをダウンロードすること。

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-19/20160119130009.html>

### ①様式1（Excel形式）：提案書

次の事項について記載すること。

- 1 提案チームについての情報
- 2 提案名
- 3 主な実施地域  
※選定後、記載しなかった地域での取組を制限するものではない
- 4 本事業を提案するに至った経緯・問題意識
- 5 普及・展開のベースとなる過年度モデル  
(具体的なモデル・テーマ等を選択した理由（本事業との関わり等）を記載)
- 6 ベースモデル、テーマの普及・展開に向けたアイデア、取組
- 7 代表となる事業者の事業発展、ノウハウ蓄積に向けた取組
- 8 東北内で本モデルに関わる事業者、組織等を増やすための取組
- 9 定量的な成果目標
- 10 ターゲット国、市場、客層など
- 11 造成した商品、プログラム等の販売、活用手法
- 12 本事業を実施した結果、どのようなプロセスを経て交流人口拡大に貢献するか

### ②様式2（Excel形式）：提案チームの概要、組織体制図

- 1 提案チーム名
- 2 提案チームの代表団体名（競争参加資格の有無）
- 3 提案チームの代表者役職・氏名
- 4 構成団体名（競争参加資格の有無）・代表者/担当者役職・氏名・本事業での役割・類似取組の実績  
※複数ある場合はすべて記入
- 5 再委託先
- 6 ワークライフバランス等の推進
- 7 実施体制図

### ③様式3（Excel形式）：費用積算書

事業の実施に必要な経費を、取組毎に記入すること。

④様式4 (Excel 形式) : スケジュール表

事業実施に係る各取組の実施スケジュールについて、取組毎に分けて記載すること。

⑤様式5 (PowerPoint 形式) : 提案の概要図

様式1で記載した内容について、要点のみを簡潔に、1枚にまとめて記入すること。

(文字のフォントサイズは10ポイント以上とすること。)

⑥様式6 (Word 形式) : 誓約書

暴力団等に該当しない旨の誓約書(提案団体の中に複数の構成団体が含まれる場合は、契約を行う団体の誓約書のみ)を、記名・押印の上、提出すること。

## 6. 公募期間・提案書類提出方法

### (1) 公募期間

○ 公募期間

平成31年3月12日(火)～平成31年4月10日(水)

○ 公募締切

平成31年4月11日(木)12時00分

### (2) 提案書類提出方法

以下の提出物について、下記送付先に持参又は郵送・信書便(配達記録が残るよう)により提出すること。

ファイルには綴じず、提出物をそのまま封筒に入れて提出すること。

封筒の表に「平成31年度「新しい東北」交流拡大モデル事業(普及・展開)提案書在中」と記載し、1提案ごとに提出すること。

平成31年4月11日(木)12時00分必着

### (3) 提出物

○ 紙媒体13部(原紙1セット、コピー12セット)

原紙1セットの内訳:

- ・ 5. ①様式1～5. ⑤様式5をクリップ止め、
- ・ 5. ⑥様式6

コピー1セットの内訳:

- ・ 5. ①様式1～5. ⑤様式5をクリップ止め

※提出書類はホチキス止めをしないこと。

○ 電子媒体1部(光ディスク(CD-R又はDVD-Rディスク))

内訳:

- ・ 5. ①様式1～5. ⑤様式5

(各々の様式について、5.に記載のデータ形式にて提出)  
各ファイルのタイトルは、提案名にすること。

○ 全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し1部

(4) 提出先

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎 4 号館

復興庁 観光班 野田、林 宛

地図

[http://www.reconstruction.go.jp/topics/j\\_honcyo.html](http://www.reconstruction.go.jp/topics/j_honcyo.html)

なお、電子媒体の使用可能なソフトは、「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Microsoft PowerPoint2013」以前の形式に限る。

## **7. 企画競争説明会の開催**

以下のとおり、復興庁及び宮城復興局において企画競争に関する説明会を開催する。  
(参加は任意とする。)

(1) 日時

平成 31 年 3 月 14 日 (木) 15 時 30 分～

場所

復興庁 12 階 第 I 会議室 (東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎 4 号館)

(2) 日時

平成 31 年 3 月 20 日 (水) 14 時 00 分～

場所

宮城復興局 A 会議室 (宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル  
13 階)



## 8. 問い合わせ先

事業内容や応募様式の記入方法に関する不明点については、以下の連絡先に問い合わせること。

### 【連絡先】

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎 4 号館

復興庁 観光班

(担当) 林、野田

E-Mail kensuke.hayashi. x4j@cas. go. jp

naoki.noda. j9a@cas. go. jp

TEL 03-6328-0221・03-6328-0264

(受付時間：平日 9:30～17:30)

問い合わせはE-mailで行うこと。なお、問い合わせの際は、件名(題名)を必ず『平成31年度「新しい東北」交流拡大モデル事業(普及・展開)』として、回答送付先の組織名、担当窓口の部署名、担当者の氏名、連絡先(E-mail)を明記すること。

### 【問い合わせの受付期間】

平成31年3月12日(火) 9:30～平成31年4月10日(水) 17:30

## 9. その他

- ・ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ・ 応募に必要な資格のない者の提出した書類、また、提出した書類に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効とする。
- ・ 必要書類の作成、提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・ 提出された書類は、原則返却しないこととする。
- ・ 提出された書類は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・ 採用された書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- ・ 本業務に関連して受注者が知り得た情報については、守秘義務が生じる。ただし、提出される成果物に含まれる情報についてはこの限りではない。

以上